

平成25年度 教育委員会 第12回定例会 議案

1 日 時 平成25年9月26日(木) 13時

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第23号議案 「教育行政のあり方検討会『意見書』」具現化対応方針 …… 1

<非>第24号議案 教職員の懲戒処分 …… 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 23 号議案

「教育行政のあり方検討会『意見書』」具現化対応方針

教育行政のあり方検討会「意見書」の具現化に向けた対応方針について、次のとおり決定する。

平成 25 年 9 月 26 日提出

静岡県教育委員会教育長

「教育行政のあり方検討会『意見書』」具現化対応方針（案）

区分	意見書項目 (網掛項目：組織体制検討プロジェクトチーム対象)	具現化対応方針	
教育委員会の責任と能動的な活動	1 教育委員会が集中的に取り組む責務	規則改正 ・教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則 ・静岡県教育委員会教育長専決規則	
	2 教育委員会における議論の活発化		
	3 教育長への委任事務の見直し		
	4 教育長の情報提供や助言 7 議題や知識を共有するための手段	タブレットPC導入 クラウドシステムの活用により、紙媒体の一部を電子ファイルで提供。自宅PC等からのファイル確認も可能	
	5 広聴活動の見直し	移動教育委員会、市町意見交換会、教育関係者懇談会などの拡充	
	6 外部の知見活用	生涯学習審議会の提言や、教育委員会各課が所管する会議での外部意見を教育振興基本計画に反映	
	8 知事との情報交換や意見交換の場の創設	重要事項について年間複数回の会合を開催	
	9 教育委員会の議論の公開	教育委員会定例会の非公開案件の会議録を原則公開(平成25年10月開催分以降)	
	10 広報活動の見直し	ホームページ、広報誌に加え、Facebookを活用した情報発信を開始	
	11 教育行政の点検及び評価の充実 12 評価における第三者の知見活用の充実	「教育行政の基本方針(単年度の教育方針)」の点検及び評価を実施 学識経験者(生涯学習審議会委員)の知見活用	
	市町教育行政の主体性と自立	13 指導・助言の原則	市町教育委員会委員長・教育長会や市町訪問等において、市町の実態を把握して指導・助言
		14 教育振興基本計画の策定、推進	第2期静岡県教育振興基本計画案(仮)のパブリックコメント実施時に市町に意見照会
15 市町立学校のグランドデザインの見直し		市町教育委員会及び校長会と協議する場を設け、活用方法等を確認 教育課程分析会議で内容分析	
16 コミュニティ・スクールの導入を促す際の助言方法		学校運営協議会の導入促進 コミュニティ・スクール・フォーラムの開催 課題、在り方について研究し成果を啓発	
17 市町教育委員会の指導主事配置		(市町・学校支援体制の見直し)	
18 市町教育委員会が行う学校指導の専門性向上		〃	

	19 県費負担教職員の服務監督	戒告以上の懲戒判断は県教委が統一して行い、訓告相当以上の事案は市町から報告
	20 市町の人事内申権尊重、教育事務所のあり方	(市町・学校支援体制の見直し)
	21 県費負担教職員の人事権移譲	市町教育委員会への人事権の移譲について研究
事務局の組織体制	22 検討の視点	(組織マネジメント機能の見直し)
	23 組織マネジメント機能の強化	"
	24 組織間の関係性の検証	"
	25 教育長の人材像	現在、教育委員は、議会の同意を得て知事が任命しているが、中央教育審議会において教育委員会制度、教育長の在り方を審議中
	26 現場を重視した教員配置	(現場重視の教員配置)
	27 教員の事務局業務の精査	"
	28 教員のキャリアにおける事務局勤務	適性のある教員の40歳前後での事務局異動や勤務する期間、携わる業務等に関し検討
	29 教育行政に携わる行政職の計画的な育成、確保	(現場重視の教員配置)
	30 知事部局との戦略的な人事交流	"
	31 中途採用の拡大	"
県立学校の経営に対する関与	32 学校経営計画の果たす役割の再確認	指導主事による学校経営に対する評価・検証・指導の体制整備
	33 学校経営計画書の内容の見直し	人事評価面談の中での学校経営における取組状況ヒアリング
	34 学校経営に対する評価及び改善指導	「目的指向型学校経営システム実施要綱」と「静岡県立学校における学校評価等実施要綱」を統合し、全面改正
	35 学校経営計画と学校経営予算の連動	予算配分の仕組みを学校経営の創意工夫に対するインセンティブ付与を含めて見直し
	36 学校経営を担う人材の育成、確保	マネジメント研修、新任管理者研修の充実 管理職登用における自己推薦制検討 民間人管理職登用検討
	37 教育委員会の姿勢 41 その他の支援	管理主事・指導主事による学校訪問や校長協会、事務職員協会からの意見聴取により学校現場のニーズを把握し支援体制を充実
	38 支援体制の見直し	(組織マネジメント機能の見直し)
	39 危機管理のための支援	「学校の危機管理マニュアル」作成
	40 地域連携や外部人材活用のための支援	外部人材活用ネットワークの構築

教育委員会事務局の組織体制見直し案

教育行政のあり方検討会「意見書」との関係

意見書	項目数	うち PT 対応	項目数
3 章-1 教育委員会の責任と能動的な活動	12		-
3 章-2 市町教育行政の主体性と自立	9	組織に関係する 意見書項目	3
4 章-1 事務局の組織体制	10		8
4 章-2 県立学校の経営に対する関与	10		1
計	41		12

●組織体制見直しの視点

固定化された既存の組織にとらわれず、問題解決のため最適な組織や人材のあり方を柔軟に検討するため、「指導力向上」「市町教育委員会の自立促進」「教育行政の効率化」を踏まえ、以下の項目を組織体制の見直しの視点とした。

1 学校・市町・県総がかりによる現場指導力向上を重視した組織

学校、市町、県の適切な役割分担のもと、それぞれが機能を最大限に発揮し、総がかりによる現場の指導力を向上

学校：校内研修や OJT などの活性化

市町：現場により身近な市町の学校支援体制の充実

県：学校、市町の取組充実に伴い県は高度で専門的な支援領域に特化

2 マネジメント機能を強化し、効果的で効率的な組織

教育長を含む教育委員会事務局内のトップマネジメント機能を強化するとともに、学校を取り巻く諸課題に対し、責任体制を明確にして対応

●対応項目

- 1 現場重視の教員配置
- 2 市町・学校支援体制の見直し
- 3 組織マネジメント機能の見直し

1 現場重視の教員配置

方針1 100人規模の事務局教員を現場に配置し指導力向上を図ります。 (25～29年度)

(1) 現場指導力の向上

授業や生徒指導など課題が多い現場において、授業力向上や学校教員に対する指導の充実、強化などを通じた教育の質の向上を図るため、事務局教員を現場に配置

(2) 配置方法

教務主任や研修主任など、校内研修の活性化を担う学校内におけるリーダーとしての配置をはじめ、近隣学校教員への指導的役割を担う地域のリーダーとしての配置を想定

(3) 現在の現場配置状況との関係

小中学校や特別支援学校においては、在職する臨時講師から切り替えて配置(教員の実配置数については増員なし)

また、高校については、臨時講師からの切り替え配置と実配置数の増員で対応

(4) 教育事務職員の職域拡大

教育事務職員の職域を、事務局で教員が担っていた業務に広げるため、現場重視の教員配置の状況に応じて、事務局の教育事務職員を増員

(5) 100人規模の考え方

教員業務の精査により、現在、教員に依存している業務のうち、現状では行政職に切り替えが可能な最大的人数であるが、今後、教員の専門知識や現場の状況把握が必要な業務についても、可能な限り行政職員に切り替え

(参考) 現場重視の教員配置により、人件費等の増加による財政負担が生じるが、事務改善など業務の効率化により縮減

方針2 教育行政にかかる課題に対応できる政策形成能力の高い職員を育成します。

(1) 教育事務職員の人材育成

県立学校の管理・運営や事務局の総務・経理等に職域の限られている教育事務職員が、幅広い知見や多様な行政経験を得るため、事務局・学校間の人事異動を促進するとともに、知事部局等で政策形成業務等を経験し資質を向上

(2) 知事部局行政職員も含めた県全体での取組

文化・教育行政分野に意欲の高い知事部局行政職員を事務局に受け入れるなど、知事部局との人事交流を促進し、政策形成能力や専門性の高い職員を育成

2 市町・学校支援体制の見直し

方針1 現場により近い市町の自立を促進し、学校支援体制の充実を図ります。

- (1) 市町の自立した学校支援の姿
市町が、当該年度の教育行政基本方針に基づいた学校指導計画を作成し、独自に又は近隣市町と連携した学校支援体制のもと、主体的かつ責任を持って実施
- (2) 教育事務所「地域支援課」(仮称)の設置
市町の自立に向けた取組を支援するため、教育事務所に総合教育センターの学校支援機能を移管し、「地域支援課」(仮称)を設置
- (3) 県費負担指導主事を時限配置
小規模自治体における指導主事ゼロ配置状態を解消するため、自立に向けた条件を付した上で、県費負担指導主事を時限配置

方針2 学校側が必要としている支援をより効果的で効率的な方法で行います。

- (1) 複合的支援への転換
教科指導、生徒・進路指導等の指導分野ごとの支援を改め、1回の学校訪問で学校側が必要としている支援を全て提供できるよう、1人の指導主事が複数の分野を一括して支援する複合的支援へ転換
- (2) 複合的支援と人事的支援との一体化
教員や学校、市町の実情を把握し、必要によっては、人事的側面からも支援するなど、人事機能と一体化した学校支援へ転換

方針3 総合教育センターの機能を見直し、高度専門的な教職員支援を行います。

- (1) 研修・研究
小中学校関係の学校支援機能を教育事務所へ移管するとともに、県立学校関係を含めた研修、研究業務は、高度で専門的な内容に特化
- (2) 今日の課題への対応
「発達障害への対応」「幼児教育の充実」「グローバル人材の育成」「新しい「実学」の探求」などの今日の課題に対しては、高度な専門性を有する職員が対応策を研究し、その成果を教育行政施策へ反映

(参考) 市町・学校支援体制の見直し

1 市町の自立促進

県が市町に対して行う支援について、下記のプロセス(把握 精査 分別 指導・助言)を繰り返しながら、市町の独自の取組を促していく。

<p>市町の学校支援体制、学校の人材育成力及び教育水準を把握 市町からの支援要請の内容を精査 市町による取組を促すものと、県として支援すべきものに分別 市町の学校支援充実に向けた指導・助言</p>
--

市町の自立のための支援策強化を行い、その自立状況を把握し、状況に応じて縮小し、最終的には県の行うべき業務として教育水準の維持に対する市町への指導、法定研修の実施を想定

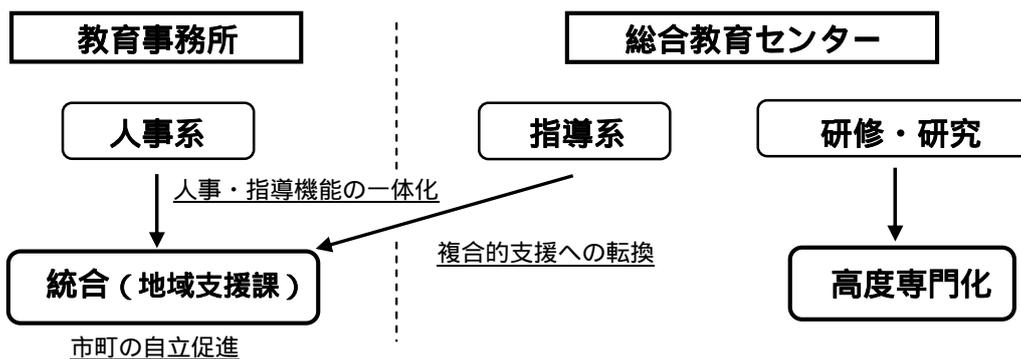
2 地域支援課の概要

- (1) 市町、学校を支援する拠点として、教育事務所に「地域支援課」を設置
- (2) 総合教育センターより、小中学校への訪問支援機能を移管
- (3) 小中学校への支援を「複合的」支援へと転換しつつ、人事的支援も含めた学校支援を実施するほか、新たに「市町の自立促進」を担当
- (4) これらの業務を効果的に行うため、人事部門と指導部門を一体化し、課内を担当地区別に編制

【地域支援課の構成】

総括担当	主席総括管理主事 人事・管理業務の総括 総括指導主事 指導・支援業務の総括 指導主事 定数、研修 主査 給与、免許		
地区担当	広域人事調整 人事管理、 人事調整	総括管理主事 人材育成力の把握 教育水準の把握	指導主事 学校への複合的支援 市町の自立促進
地区担当		総括管理主事 人材育成力の把握 教育水準の把握	指導主事 学校への複合的支援 市町の自立促進

3 組織改編における教育事務所と総合教育センターの関係(義務教育関係)



3 組織マネジメント機能の見直し

方針1 教育委員会事務局のトップマネジメントの強化を図ります。

(1) トップマネジメント

教育長が広範かつ緊急的な教育行政の様々な課題に対し、迅速かつ的確な判断を行うとともに、重要政策に重点的に取り組める体制を構築

(2) 教育長の権限の一部委譲

教育長の持つ権限を教育次長に委譲

(3) 教育監(理事)(仮称)の新設

教育委員会事務局内の学校教育に関する特命事項(学校種を横断する重要案件の総合調整等)を処理する役割として、教育監(理事)(仮称)を新設

方針2 学校種別(義務、高校、特別支援)ごとの責任体制を明確にします。

(1) 権限と責任の一元化

学校指導機能、教職員人事機能を学校種ごとの組織にすることで、権限と責任を一元化し、責任体制を明確化

(2) 学校種別の組織改編

これまでの「学校教育課」「学校人事課」といった機能別組織を改め、「義務教育課」「高校教育課」「特別支援教育課」として組織を改編

(3) 各課間の連携強化

学校教育に関係する課をはじめ、教育委員会事務局内の各課間の情報共有、連携強化を図るため、政策協議を行う課長会議を定期的開催

方針3 児童、生徒の健康・安全対策などの「いのちを守る教育」を推進します。

(1) 健康・安全対策

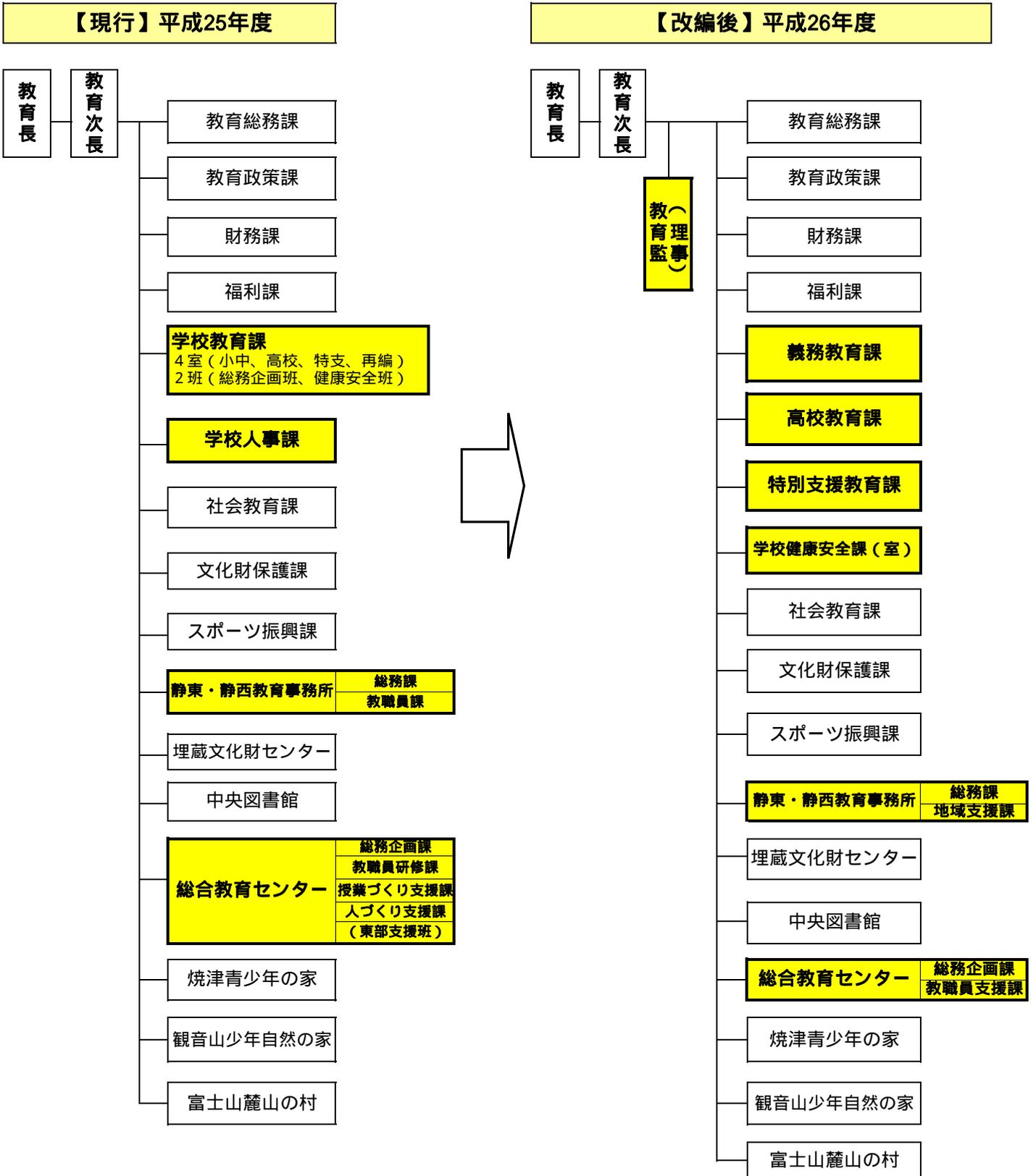
健康対策、防災教育、交通安全などの「いのちを守る教育」を一元的に推進するとともに、脅迫や不審者対応に学校種別に関わりなく、統一的な危機管理を迅速かつ的確に対応

(2) 「学校健康安全課(室)」(仮称)の設置

教育総務課危機管理担当と学校教育課健康・安全班を統合し、事務局内に学校種横断的な組織として、「学校健康安全課(室)」(仮称)を設置

(参考)

組織改編(案) (本庁・出先全体)



●教育次長と教育監との関係

		教育次長	教育監
静岡県教育委員会事務局内部組織規則		教育次長は、上司の命を受けて、事務局の事務を掌理する。	教育監は、上司の命を受けて、学校教育の重要施策に関して事務及び事業を総括整理する。
事務分掌		<ul style="list-style-type: none"> ・教育長の職務代理 ・教育委員会事務局各所属の業務を管理 ・知事部局等との調整 	学校教育に関する特命事項(学校種を横断する重要案件の総合調整等、主に義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、学校健康安全課、教育事務所、総合教育センターを所管)
指揮命令	指揮命令受	教育長	教育長→教育次長
	指揮命令先	教育監、各所属長	各所属長(学校教育に関すること)

教育委員会事務局の組織体制見直し案

－顧問としての期待をこめた意見－

PT顧問 興 直孝

教育委員会事務局の組織体制検討プロジェクトチーム（PT）の見直し案がまとめられるに際し、その検討の指導・助言等を行うことになった、顧問としての「期待をこめた意見」を提出させていただきます。

1. 「教育行政のありかた検討会意見書」が、3月に、まとめられる際、教育委員会において教育現場の実態が明らかにされていなかったのが指摘されておりました。

このため、今回のPTにおいては、教育現場の実態把握を行ったうえで、事務局組織の見直し案を纏めていこうとしたのでありましたが、残念ながら、この実態把握は十分できたとはいえるものにはなりません。作業に当たった構成員は、今回、関係者へのヒアリング、訪問など鋭意努力を払ってきたのでありますが、これらの作業やこれまでの教育委員会の種々の報告、委員会活動等からは、十分な状況把握が出来たとは言えず、類推の域を出ることにはならなかったのであります。鋭意作業に当たった構成員の方々の努力にも関わらず、こうした状況になったことに、指導・助言等に当たった顧問としての責任を痛感しているのであります。

2. 教育委員会事務局の組織体制の見直し案は、半年と言う限られた期間という制約のもと、しかも、教育現場の実態把握を十分出来たとはいえない状況の中で、この成案がまとめられたのであります。教育行政組織の在り方は、教育行政の抱える全ての事案に的確に答えられるよう整備されなければならないのが必要なことであります。

3. 教育委員会においては、地教行法第27条に基づき、委員会の責務とされている、教育に対する取組みの点検・評価に当たり、これまでの取組みの問題点を踏まえ、実効性の高い教育の現場の実態把握が行われ、抜本的な組織改革としてまとめられることが期待されます。いうまでもなく、必要なことであります。然しながら、そうした作業結果を待っている状況にはありません。現下の顕在化している諸問題に的確に対応していくことが、今、教育委員会に期待されているのであります。教育委員会におかれては、まずは、この見直し案をもとに、当面の措置が講じられるとともに、教育現場の実態把握を踏まえながら、適時的確に具体的取組みを追加的に講じられ、その際必要とされる行政組織の見直しも検討されるよう、期待致しております。

併せて、教育委員会におかれては、今後の具体の審議において、次の事項について留意されるよう、期待致しております。

教育行政の有する社会的重要性に鑑み、教育界はもとより、社会に対しても、講じようとする施策の必然性を明らかにして、取り組まれる事を期待致します。特に、教育の取組みの実態把握に基づいた点検・評価によって、教育現場の問題の所在を顕在化させる姿勢を示すことが、そうした関係者の理解を得られる第一歩であろうと考えております。行政組織の見直しも同様であります。

今後の静岡県教育行政組織の見直しに当たっては、教育現場の実態把握に基づき、この見直し案に盛り込まれた内容にとどまらず、別途の抜本的な見直しについても措置されるよう、期待致しております。なお、見直し案に盛り込まれた内容については、早急に措置を講じるものと、その後の検証を踏まえて措置を考えるものに峻別されていくことも必要であります。

「１．現場重視の教員の配置」については、教員の配置そのものは、教育現場の実態把握に基づく必要な措置の一つであります。現有の教育委員会事務局の教員と教育事務職の職掌の見直しによって、済まされることではなく、教員に依存している教育行政を担う人材の在り方を抜本的に検討しなおすことが必要であります。残念ながら、今回の見直しではそこまで踏み込んだ検討は十分行われておりません。教育行政は教員が主体的な役割を果たしていくという基調があったからであります。教育現場の実態を把握し、適時的確な施策を講じていくことが教育行政の必要とされる取組みであり、それに相応しい教育行政人材が必要なのであります。当面は、教員に依存しなければならない状況にあることは事実であります。然しながら、今後の取組みとしては、どのようにすれば、そうした人材が確保できるのかどうか、これまでの取組みの人材問題についての検証を行い、現在の人事体系の発想に拘らずに、全国に先駆けた人材育成・確保のための施策を講じていくことが必要であります。教育委員会と知事部局において、今後の審議が更に進められることを強く期待致しております。

「２．市町・学校支援体制の見直し」については、市町教育委員会の主体性を尊重するあまり、教員委員会において消極的な取組みとなっただけではいなかったかどうか、真に必要なとされる取組みが行われてきたのかどうかの検証を教育委員会において実施され、それに基づいた措置、教育事務所の在り方などが講じられるよう、期待しております。県総合教育センターについての具体の活動状況を検証されることも必要であり、また、同センターの研究取組みについては、教育委員会の教育課題への取組みに必要な研究活動に活かされるよう、教育委員会直結の役割を果たせるような機能への転換が図られるよう、期待致しております。

「３．組織マネジメント機能の見直し」については、教育委員会事務局のトップマネジメントに照準が当てられておりますが、基本は、教育委員会自体のマネジメント機能の充実なくしては、意味を成すものではありません。個々の問題が顕在化してから教育委員会が事に当たってきたことが問題とされているのであります。これまでも、高校教員の不祥事問題、いじめの問題、多忙化解消問題、直近の学力調査問題等の事例については、教育現場の実態把握が適時的確に行われ、そして恒常的に取組まれていたのであれば、所要の対応が講じられ、教育現場に混乱をきたすことが最小限にとどめられたものと思料しております。こうした取組みが実施できるような教育委員会の戦略的な取組みが期待されるのであります。そういう中での教育長の取組みとそれを補佐する体制の整備が問われていると考えられます。

教育長を補佐する新しい取組みが打ち出されています。教育監（理事職）はスタッフ職として、専門的立場から教育長と教育次長による的確な行政判断が行われることを可能にする上で必要であり、また、課長会議の開催が盛り込まれています。こうした事務局全体の機能を活かそうとする英知を結集する取組みについては、これらにとどまらず、今後、一層の戦略的な工夫が期待されます。時代を先取りするような戦略的な取組みは、教育委員会機能の一層の活性化をもたらすものにもなると確信致しております。

第12回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	静岡県教育情報化推進ワークショップの実施報告	1
2	いじめ防止対策推進法への対応～いじめ防止基本方針の策定～	5
3	「防災の日」文化財等救済防災訓練の実施	8
	平成 25 年 10 月の主要行事予定	1 0
4	< 非 > 平成 26 年度静岡県公立学校教員選考試験結果	1 1

(件 名)

静岡県教育情報化推進ワークショップの実施報告

(教育政策課)

1 目的

静岡県高度情報化基本計画「ふじのくにICT戦略」及び静岡県教育情報化推進基本計画に基づき、市町と県の関係者が、情報化社会に対応できる教育の推進や、教育事務の効率化、デジタル教材等の活用などに焦点を当て、組織の枠を越えた情報交換の場を設け、県や市町の教育委員会だけでなく、首長部局との協働によりICTの安全・安心な利活用等の観点からも相互に連携・協力し、教育の情報化を推進するため。

2 テーマ

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、子どもたちの「生きる力」を育む教育を実現するために、重要な役割を担う教育の情報化の的確な推進を図るため、以下の事項をテーマとして開催する。

- (1) 情報通信技術を効果的に活用した、分かりやすく深まる授業を実現する学校ICT環境の整備
- (2) 「分かる授業」や情報モラルの育成を実現する教員のICT活用指導力の向上

3 対象

市町及び県関係職員（市町首長部局及び教育委員会、県知事部局及び教育委員会）

4 概要

- (1) 開催名 静岡県教育情報化推進ワークショップ
～社会を生き抜く力を育む教育の実現
学校ICT環境整備・ICT活用指導力の向上～
- (2) 日時 平成25年9月12日（木）
午後1時15分から午後4時30分
- (3) 会場 静岡県庁西館4階第一会議室（静岡市葵区追手町9-6）
- (4) 参加者 市町職員、国、県職員及び県民 80名
- (5) 主催 企画広報部情報統計局情報政策課と教育委員会教育政策課との共催
- (6) 内容 国、県の情報化推進担当者による基調講演と市町、国及び県の情報化推進担当者によるワークショップ



ア 基調講演

- (ア) 教育の情報化に関する総務省の取組について（総務省）
- (イ) 教育の情報化に関する文部科学省の取組について（文部科学省 資料提供）
- (ウ) 教育の情報化に関する静岡県教育委員会の取組について（静岡県）

イ ワークショップ（市町・県職員、パネリストで構成された6グループ）

テーマについてブレインストーミングを行い、原因探索、解決策立案

ウ 教育の情報化に関するパネルディスカッション（要約）

(ア) 各グループからの発表内容

原因探索：ICT機器の不足（財源不足）、ICTの活用方法が分からない 等
 解決策立案：整備可能なICT機器からそろえていく
 ICT支援員を授業に活用し、授業を作るところから参加してもらう 等

(イ) ディスカッション（国、県による対応）

・補助金等については、総務省と文科省の切り分けがある。ある程度モデル校をしばり、先ほど説明したクラウド事業を進めたいと思っている。今後、予算がとれたら、協力校を募っていく。

- ・訪問研修以外に、新規採用者研修、マネジメント研修、悉皆研修などでもICTの活用について研修を行っている。
- ・まずは機器を導入し、第1のハードルを越える。ICTの活用について難しく考えずに、第一歩は簡単なところから始めることが広がりにつながる。
- ・物と人をつなぐという意味で、学校でICT活用について指導していただける方の存在が必要。子どもとともに成長し続ける教師を支援することが大事である。
- ・子供たちがいつでもICTを活用できるということを保障しながら、安心安全に使えるような環境を整える。ICTをあくまでツールとして使うことが肝要である。「読み書き算盤」という言葉があったが、「読み書き情報リテラシー」が、ひとつの基礎能力ではないかという意見も出ている・ICTの機器を使う中で、活用する場面と活用しない場面のメリハリをつけるような展開ができれば良い。



ブレインストーミング



パネルディスカッション

5 主なアンケート結果（対象：市町参加者のみ 24市町から参加者37名のうち33名が回答）

アンケート	回答
本日のワークショップは参考になったか	<ul style="list-style-type: none"> ・参考になった 31名 ・参考にならなかった 2名
教育の情報化推進に向けて、首長部局と教育委員会の連携が取れているか	<ul style="list-style-type: none"> ・取れている 7名（前回 1名） ・どちらかと言えば取れている 10名（前回 14名） ・取れていない 14名 ・その他 1名 ・未回答 1名
市町における課題や、県への御要望等	
情報通信技術を効果的に活用した、分かりやすく深まる授業を実現する学校ICT環境の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、タブレット型端末をどう学校に導入していくか、きちんとビジョンをもち、そのような点についても他市町と情報交換できればと思う（浜松市） ・ICT機器を県が一括して購入し、各市町は予算を確保するような方式ができれば、市町のICT整備が進むのではないかとと思う（藤枝市）。
「分かる授業」や情報モラルの育成を実現する教員のICT活用指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・導入した機器の活用事例を集め、利活用を高めようと努力しており、学力向上のための効果的な機器、コンテンツ、タイミング指導方法等を検討している（富士市）。 ・学力調査の不振が話題になっているが、この解決策のひとつが情報化だという空気を高めていただけたらうれしい。Webアンケートを広げて軽減化を進めて欲しい（菊川市）。

6 今後の計画

平成26年度においても、静岡県高度情報化基本計画「ふじのくにICT戦略」及び静岡県教育情報化推進基本計画に基づき、県や市町の教育委員会だけでなく、首長部局との協働により教育の情報化を推進するため、全ての市町が参加されるよう、今後も継続してワークショップを開催する予定。

平成 25 年 9 月 12 日

静岡県教育情報化推進ワークショップ開催要項

～社会を生き抜く力を育む教育の実現
学校 ICT 環境整備・ICT 活用指導力の向上～

(静岡県企画広報部情報統計局情報政策課)

(静岡県教育委員会教育政策課)

1 目的

静岡県高度情報化基本計画「ふじのくに ICT 戦略」及び静岡県教育情報化推進基本計画に基づき、市町と県の関係者が、情報化社会に対応できる教育の推進や、教育事務の効率化、デジタル教材等の活用などに焦点を当て、組織の枠を越えた情報交換の場を設け、県や市町の教育委員会だけでなく、首長部局との協働により ICT の安全・安心な利活用等の観点からも相互に連携・協力し、教育の情報化を推進するため。

2 テーマ

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、子どもたちの「生きる力」を育む教育を実現するために、重要な役割を担う教育の情報化の的確な推進を図るため、以下の事項をテーマとして開催する。

- (1) 情報通信技術を効果的に活用した、分かりやすく深まる授業を実現する学校 ICT 環境の整備
- (2) 「分かる授業」や情報モラルの育成を実現する教員の ICT 活用指導力の向上

3 対象

市町及び県関係職員（市町首長部局及び教育委員会、県知事部局及び教育委員会）

4 概要

- (1) 開催名 静岡県教育情報化推進ワークショップ
～社会を生き抜く力を育む教育の実現
学校 ICT 環境整備・ICT 活用指導力の向上～
- (2) 日時 平成 25 年 9 月 12 日（木）
午後 1 時 15 分から午後 4 時 30 分
- (3) 会場 静岡県庁西館 4 階第一会議室（静岡市葵区追手町 9-6）
- (4) 参加者 市町職員、国及び県職員 100 名程度
- (5) 主催 企画広報部情報統計局情報政策課と教育委員会教育政策課との共催
- (6) 内容 国、県の情報化推進担当者による基調講演と市町、国及び県の情報化推進担当者によるワークショップ

ア 基調講演

- (ア) 教育の情報化に関する総務省の取組について
総務省情報流通行政局情報通信利用促進課 課長補佐 亀井 晴彦
- (イ) 教育の情報化に関する文部科学省の取組について
- (ウ) 教育の情報化に関する静岡県教育委員会の取組について
静岡県教育委員会教育政策課情報化推進室 室長 奈良間 一博

イ ワークショップ（パネリストはオブザーバーとして参加）

1 グループは 9 名程度、人員構成は、首長部局・教育委員会半々とする。

- (ア) テーマ 1 「情報通信技術を効果的に活用した、分かりやすく深まる授業を実現する学校 ICT 環境の整備」
- (イ) テーマ 2 「『分かる授業』や情報モラルの育成を実現する教員の ICT 活用指導力の向上」

- ウ 教育の情報化に関するパネルディスカッション（パネリスト8名）
- ・総務省情報流通行政局情報通信利用促進課 課長補佐 亀井 晴彦
 - ・静岡県教育委員会教育次長 山崎 泰啓
 - ・静岡県企画広報部情報統計局情報政策課 課長 海野 泰弘
 - ・静岡県教育委員会教育政策課 課長 渋谷 浩史
 - ・静岡県教育委員会学校教育課 課長 輿水 まゆみ
 - ・静岡県総合教育センター総務企画課 情報管理班長 中村 真二
 - ・静岡県CIOアドバイザー 小林 丈記
 - ・静岡県教育委員会教育政策課情報化推進室 室長 奈良間 一博（コーディネータ）
- (ア) 各グループからの発表（3分×6グループ 20分）
- (イ) ディスカッション（20分）
- a 市町首長部局による対応
 - b 市町教育委員会による対応
 - c 県や国の対応
- (ウ) 各パネリストからの総括（20分）
- エ タイムスケジュール

時刻	内容
9:30-12:00	会場準備
12:30-	受付
13:15-13:25	開会、挨拶
13:25-13:40	基調講演（総務省） 教育の情報化に関する総務省の取組について 「世界最先端IT国家創造」宣言
13:40-13:55	資料提供（文部科学省） 教育の情報化に関する文部科学省の取組について
13:55-14:10	基調講演（静岡県教育委員会） 教育の情報化に関する静岡県教育委員会の取組について
14:10-14:20	休憩（ワークショップへの移動）
14:20-15:20	教育の情報化に関するワークショップ ・テーマ1（学校ICT環境の整備） ・テーマ2（ICT活用指導力の向上）
15:20-15:30	休憩
15:30-16:30	教育の情報化に関するパネルディスカッション ・各グループからの発表 ・ディスカッション ・各パネリストからの総括
16:30	閉会・散会

ワークショップ・・・一方的な知や技術の伝達ではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創りだしたりする、双方向的な学びと創造のスタイル。

(件 名) いじめ防止対策推進法への対応 ~いじめ防止基本方針の策定~

(学校教育課)

1 概要

いじめ防止対策推進法第 12 条を受け、県としてのいじめ防止基本方針について、下記の工程に沿って策定を進める。(別添参照)

2 策定の工程

	8 月 29 日(水)	定例教育委員会	県基本方針 策定等承認
	9 月 4 日(水)	県・市町教育委員会代表者会	県基本方針 策定方針報告
	9 月 25 日(水)	第 3 回 静岡県の学校からいじめをなくす提言具現化委員会	県基本方針 検討
	10 月上旬頃	文部科学省	国基本方針 公表
	10 月下旬	第 4 回 静岡県の学校からいじめをなくす提言具現化委員会	県基本方針 検討
	11 月 13 日(水)	第 2 回 静岡県きまりを守る子ども育成協議会	県基本方針 協議
	11 月 25 日(月)	教育委員会定例会	県基本方針 協議・決定
	12 月まで	市町教育委員会	市町基本方針 検討・決定
	3 月まで	県立学校	学校基本方針 検討・決定
	3 月まで	市町立学校	学校基本方針 検討・決定

3 関係条文

(いじめ防止基本方針)

第 11 条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (以下「地方いじめ防止基本方針」という。) を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(別添)

いじめ防止対策推進法への対応 ～いじめ防止基本方針の策定～ 工程表

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
文部科学省			国基本方針公表 ④					
県・市町教育委員会 代表者会		4日(水) 県基本方針 策定方針報告 ②						
静岡県教育委員会	29日(水) 定例会 県基本方針 策定等承認 ①			25日(月) 定例会 県基本方針 協議・決定 ⑦				
静岡県きまりを守る 子ども育成協議会				13日(水) 第2回 県基本方針 協議 ⑥				
静岡県の学校から いじめをなくす提言 具現化委員会		25日(水) 第3回 県基本方針 検討 ③	下旬 第4回 県基本方針 検討 ⑤					
県立学校							学校 基本方針 検討・決定 ⑧	
市町教育委員会						市町 基本方針 検討・決定 ⑧		
市町立学校							学校 基本方針 検討・決定 ⑨	

「防災の日」文化財等救済防災訓練の実施

(文化財保護課)

1 目的

今後予想される大規模な災害に備え、発災時における体制を確立するため、地震の発生から、文化財被災状況集約までの情報収集伝達体制を検証する訓練を実施した。

2 日時

平成 25 年 9 月 1 日 (日) 午前 10 時 00 分から午後 2 時 00 分まで

3 訓練対応職員

課長以下 5 人

4 訓練の概要

- (1) 災害発生直後の課内活動の確認
- (2) 静岡県文化財救済支援員、静岡県文化財等救済ネットワークへの被災情報報告依頼の伝達
- (3) 文化財所在地図を用いた被災情報の集約
- (4) バイクボランティア隊、富士宮市との協働による文化財被災情報伝達訓練
- (5) 情報空白地域の検出と、再度の情報報告依頼
- (6) 災害伝言ダイヤルを用いた課員の安否確認

5 成果と課題

- ・情報伝達訓練には支援員等 53 人が参加、87 件の報告を受ける
- ・報告 87 件中 65 件がメールによる報告
- ・支援員の参加率は約 40%。初めての訓練だったので、文化財の位置の確認等で戸惑う支援員もあった。今後も訓練を繰り返して近隣の文化財の所在を確認していってもらう必要がある。
- ・災害発生時の行動について課内で研修を予定

<文化財防災マニュアル(抜粋)>

太字部分を訓練時に実施した

行動内容	備考
<p>【災害発生直後】 ア 参集した要員は、未参集要員の安否の確認を災害伝言ダイヤルによって行う</p> <p>イ 参集者を確認し班員名簿を教育総務課に提出する</p> <p>ウ 班長不在時の責任者を決定する</p> <p>エ 課員が情報を共有できるように、情報記入用紙、連絡ボード等を用意する</p> <p>オ 班員の役割分担の確認・調整を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災情報収集・集約 ○文化庁窓口 ○教育部本部連絡対応 ○支援員・協力団体対応 ○埋蔵文化財センター窓口 <p>カ 埋蔵文化財センターの被災状況・対策状況の把握</p> <p>キ 文化庁の窓口確保</p>	<p>訓練に参加しない職員は自宅の電話番号に安否情報を登録 (ダイヤル171)</p>
<p>【ライフライン復旧後～おおむね1週間後】 ア 被災情報提供を市町担当課、支援員に依頼する</p> <p>イ 各市町の状況確認 職員安否 文化財窓口の確認</p> <p>ウ 被害状況の集約とマップ化</p> <p>エ 被害状況の文化庁報告(随時)</p> <p>オ 文化庁への救援依頼</p> <p>カ 埋蔵文化財取り扱い通知を各市町、県関係部局等へ送付</p> <p>キ 一時保管場所確保</p>	<p>富士宮市、各支援員、ネットワーク加盟団体にメールにて依頼</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【訓練スケジュール】</p> <p>10:00 課員安否確認</p> <p>10:30 被災情報報告依頼</p> <p>10:30～11:30 情報の集約</p> <p>12:00 情報空白地域についての情報報告依頼</p> <p>引き続き情報集約</p> <p>13:45 訓練終了のメール送信</p> <p>14:00 訓練終了</p> </div>